

令和8年7月28日

報道機関各位

長岡市財務部参事・市民税課長

個人住民税特別徴収税額決定通知書の誤発送に伴う個人情報の紛失について

このたび、令和8年度個人住民税の課税事務において、税額決定通知書の誤発送に伴う個人情報の紛失が明らかになりましたので、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 概要

特別徴収事業所宛てに発送した税額決定通知書（以下「通知書」という。）のうち、一事業所分（納税者6人分）について、本来の事業所ではなく、別の事業所に誤って発送しました。当該文書の行方を調査しましたが、現時点で発見には至っていません。

### 2 経緯

5月15日（金）に特別徴収事業所宛に令和8年度分通知書を一斉発送後、A事業所から通知書未着の連絡を受けました。

6月3日（水）に課税システムを確認したところ、本来発送すべき事業所（A事業所）ではなく、別の事業所（B事業所）へ誤って発送していたことが判明しました。

その後、B事業所が10年以上前に廃業していることも判明した中で、所在地への連絡や現地訪問等の調査を重ねてきましたが、現時点で誤発送した通知書の発見には至っていません。

### 3 紛失した個人情報

納税者6人分の住所、氏名、令和8年度の個人住民税額など

### 4 原因

A事業所の給与支払関係情報を課税システムに入力する際、社名が酷似するB事業所に誤って登録したものの。

### 5 対応

7月15日（水）及び22日（水）に、本来の送付先であるA事業所及び対象の6人に状況を説明し、お詫びをするとともに、再作成した通知書を手交しました。

なお、誤発送した通知書の遺失届を警察署に提出済ですが、本市としても発見に引き続き努めます。

### 6 小熊 恵介・財務部長のコメント

このたびの個人情報の紛失につきまして、対象の皆様及び関係事業所にご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

二度と同様のことが起きないように、管理体制の再点検と強化を行い、再発防止に努めます。

問い合わせ：財務部市民税課 藤田

TEL 0258-39-2212